

生駒市における特殊建築物に係る定期報告書の提出期限（用途別）

台帳種別	用途	報告の時期	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
A	学校、体育館	平成26年から起算して3年ごと	○			○			○			○		
B	病院、診療所又は就寝用途の児童福祉施設等	平成20年から起算して2年ごと	○		○		○		○		○		○	
	児童福祉施設等（就寝用途を除く）	平成20年から起算して2年ごと	○		○		○		○		○		○	
C	劇場等	毎年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
D	百貨店等（1,000㎡未満） ※1	平成20年から起算して2年ごと	○		○		○		○		○		○	
	百貨店等（1,000㎡以上） ※1	毎年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
E	ホテル又は旅館（1,000㎡未満）	平成20年から起算して2年ごと	○		○		○		○		○		○	
	ホテル又は旅館（1,000㎡以上）	毎年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
F	サービス付き高齢者向け住宅・グループホーム	平成21年から起算して3年ごと		○			○			○			○	
	上記以外の下宿・共同住宅・寄宿舎（1,000㎡以上）	平成21年から起算して3年ごと		○			○			○			○	
G	博物館等	平成21年から起算して3年ごと		○			○			○			○	
H	事務所等（階数が5以上で1,000㎡以上）	平成21年から起算して3年ごと		○			○			○			○	

※1 Dの一部（キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店、飲食店）については、平成28年度より特殊建築物・建築設備とも報告対象とする。